

株式会社 NHK出版 倫理・行動指針

私たちは、公共放送の普及浸透と国民文化の向上に寄与する出版業務に従事する者であることを自覚して、誠実にその職責を果たさなければなりません。その使命を遂行するため、ここに倫理・行動指針を制定します。

社会人として、法令や社会のルール(1)を遵守します。

出版人として「出版倫理綱領」(2)を実践します。

公共放送NHK(3)グループの一翼をになっていることを自覚して行動します。

暴力団など、社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人からの、不当な要求には一切応じず、常に毅然とした態度で臨みます。(4)

互いに人格を尊重し、協力して職場の秩序や安全の確保に努めます。

- 1 基本的人権の尊重、個人情報保護等の各法令、社会慣習
- 2 出版倫理綱領
 - 1 . 出版物は、学術の進歩、文芸の興隆、教育の普及、人心の高揚に資するものでなければならない。
われわれは、たかく人類の理想を追い、ひろく文化の交流をはかり、あまねく社会福祉の増進に最善の努力を払う。
 - 2 . 出版物は、知性と情操に基づいて、民衆の生活を正しく形成し、豊富ならしめるとともに、清新な創意を發揮せしめるに役立つものでなければならない。
われわれは、出版物の品位を保つことに努め、低俗な興味に迎合して文化水準の向上を妨げるような出版は行わない。
 - 3 . 文化と社会の健全な発展のためには、あくまで言論出版の自由が確保されなければならない。
われわれは、著作者ならびに出版人の自由と権利を守り、これらに加えられる制圧または干渉は、極力これを排除するとともに、言論出版の自由を濫用して他を傷ついたり、私益のために公益を犠牲にするような行為は行わない。
 - 4 . 報道の出版にあたっては、報道倫理の精神にのっとり、また評論は、真理を守るに忠実にして節度あるものでなければならない。
われわれは、真実を正確に伝えるとともに個人の名誉は常にこれを尊重する。
 - 5 . 出版物の普及には、秩序と公正が保たれなければならない。
われわれは、出版事業を混乱に導くような過当競争を抑制するとともに、不当な宣伝によって、出版人の誠実と品位を傷つけるようなことは行わない。

昭和32年10月27日

財団法人 日本書籍出版協会

財団法人 日本雑誌協会

3 「放送法」「日本放送協会番組基準」「関連団体運営基準」

4 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」「東京都暴力団排除条例」